

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>農業協同組合においては、農協法に基づいてリスク管理債権を開示しており、金融再生法開示債権について自主的に開示に取り組んでいるところ、今般金融再生法開示債権とリスク管理債権の一本化することにより、不良債権を開示する意味において、農協は銀行や信用金庫等の他業態とイコールフットイングになると解釈してよろしいか。</p>	<p>ご指摘の通りです。</p>
2	<p>金融再生法開示債権とリスク管理債権の一本化することにより、貸出条件緩和債権の呼称は同じだが、3カ月以上延滞債権は三月以上延滞債権となるのか。今までと同じように定着している「3カ月以上延滞債権」としたほうが良いのではないか。</p>	<p>今般の改正では、労働金庫等における開示事項の簡潔化・明確化等を図る観点から、当該呼称を改正対象としています。</p>
3	<p>施行期日は、もっと早くならないのか。</p>	<p>開示の見直しに関する国際的な議論や金融機関における本改正への対応のための負担等を総合的に勘案した結果、令和4年3月31日から適用することが適当であると判断いたしました。</p>